

# 方部別住民懇談会が 開催されました

7/26  
8/1  
8/3  
8/6  
8/7



▲福島市青少年会館での懇談会のようす(8/7)

村は、村の復興計画について住民と意見を交換するために、県内5カ所で方部別懇談会を開催しました。今回の懇談会は、相馬市高齢者等サポートセンター、伊達市保原市民センター、川俣町合宿所「とれんびあ」、村役場飯野出張所、福島市青少年会館で開催。また、それぞれの会場では、情報タブレット端末の配布も併せて行われました。懇談会では、村長のあいさつの後、7月24日に東京電力が発表した賠償の新基準が国の担当者から説明され、また、村から6月30日に村が答申を受けた「いいたてまでいな復興計画第2版」の説明や住民アンケートの結果を担当者が報告しました。説明の後の質疑応答では、来場者から賠償や除染、復興計画などについてたくさんの方の意見や質問が出されました。「いいたてまでいな復興計画第2版」は、懇談会で住民から出された意見を反映させ、8月22日の村議会原発事故災害復興対策特別委員会で承認されました。

## 村や国に問う～住民懇談会から～

5日間の方部別懇談会ではたくさんの質問が出されました。紙面の都合上、一部のみ紹介します。

▲のカッコ書きは、回答者を表しています。

### 賠償について①

Q 賠償の基準や条件をこれから村民にどう伝えるのか。

A (国) 今後、具体的に東電から請求書が送付される。また、分からないところは東電が事情に応じて相談窓口で対応を行う。東電フリーダイヤル(0120-926-404)か、川俣町などにある相談窓口まで。仮設住宅には東電社員が巡回し、賠償の相談に応じる。

Q 住宅のリフォーム代の先行払い申請の書類が届いたが、登記している建物が全て記載されていない。

A (東電) 7月31日から財物賠償の先行払いの申請書を発送している。これは、登記情報提供サービスで登記簿と請求者が一致したもの。申請書が届かない場合は東電相談窓口かコールセンターまで。  
(村) 今回送られている書類は登記している人だけ。未登記の建物が多いだろうから、村の固定資産税の課税証明で請求できるよう東電に要請している。



▲質問に答える国担当(8/3 川俣町)

### 賠償について②

Q 家財賠償で、震災後に家族が増えた場合・減った場合はどうなるか。

A (国) 震災時(今年の3月11日)の家族構成が基準。「子ども」の考え方は、震災時18歳未満となる。震災後に家族が亡くなる場合も震災時の人数となる。

Q 農林業の営業損害で5年分の賠償金が一括で入った場合、課税はどのようになるのか。  
A (村) 確認中だが、みなし課税ということで28年度までの5年分に分割し課税を行うこととなる見込み。確定したらお知らせする。

### 復興計画について

Q 復興住宅は二枚橋だけでなく草野地区やセンター地区にも設置して欲しい。

A (村) 二枚橋の復興住宅だけでなく、平成23年度に改修予定であった大谷地村営住宅や公民館の改修も行う予定。他にも、避難先で継続して住めるよう2・3年は借り上げ住宅等の家賃の補助を行うように国に働きかけている。

Q 年間放射線量何ミリシーベルトで解除と考えているのか。最低の線量でも若い世代は帰らないのではないか。  
A (村) 除染をやってみないとどのくらいまで線量が下がるか分からないので、除染をしっかりとやって欲しいと環境省に対し訴えている。村の除染計画では、当面の目標は5ミリシーベルト。5ミリシーベルトでは不安な方もいるので、そういった方が現在の避難先で継続して住めるようにしたり、村外にも復興住宅を作らなければと考えている。

### 除染について

Q 農業をやるうとしていいる若い人を育てていかないといいけないのでは。計画に取り入れて欲しい。  
A (村) 村での農業をどうするのか課題。これまで守ってきた農地を荒らさないよう若い人が公社などの形で守っていく方法がないか、アイデアがあれば取り入れたい。

### 除染について

Q 山林の除染は行わないとの報道があったが、本当か。  
A (国) 現在、これまでの科学的知見に基づいて専門家による山林除染の検討が行われている。その途中で出た考えのひとつが報道されたもので、山林の除染方針が決定されたということではない。平成24・25年度においては森林全てを除染するのではなく、生活圏から20mの除染を行う。20mから奥は26年度以降行う。そのデータがまだないため、引き続きデータを取り対応したい。

Q 仮置き場が完成しないのに除染ができるのか。  
A (国) 仮置き場は現在、造成工事をしているが、その中に急峻な地形があり、造成に時間を要する。そのため、行政区ごとに仮置き場をできないかどうか、検討をお願いしたい。

Q 帰還困難区域でも除染はしっかり行ってもらいたい。  
A (村) 長泥も来年除染を行う。除染は全ての地域で実施し、それでも下がらない場合は除染を再度行ってもらおう。



▲伊達市での懇談会のようす(8/1)



▲相馬市での懇談会のようす(7/26)